

- (2) 自主的に行われる児童会・生徒会活動・クラブ活動・スポーツ活動・野外活動などの適切な実施方法について指導する。
- (3) 生徒のアルバイトについては、アルバイト先のは握や事前届出の徹底を期し、非行や事故の未然防止に努める。
- (4) 児童・生徒の飲酒・喫煙の防止については厳しく指導する。
- (5) 児童・生徒の非行や問題行動の未然防止を図るため、学校間の連携及び地域の諸機関と連携を密にし、広域的な指導体制の整備に努める。

4 地域社会で実施する対策

- (1) 地域子ども会・少年団体・グループ・サークル等の青少年団体の活動を活発化するため、交歓・交流など各種行事の実施について指導援助する。
- (2) 児童・生徒等の未成年者に飲酒・喫煙をさせない運動を、PTA・婦人会等の関係団体と家庭が一体となって積極的に展開する。
- (3) 青少年によくない雑誌・ポスター・看板等の実態のは握とその追放運動を展開する。
- (4) 子どもの遊び場等の点検整備とともに、非行や事故防止のため、巡回パトロールによる補導活動の励行に努める。
- (5) 万引き・飲酒・喫煙・シンナー等、薬物乱用の防止を図るため、地域内の関係者の自粛と協力を要請する。

新津市青少年問題協議会
青少年対策推進委員会